

証券コード 4932
2022年6月13日

株 主 各 位

東京都中央区京橋三丁目6番18号
株 式 会 社 ア ル マ ー ド
代表取締役社長 荒 西 俊 和

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2022年6月28日（火曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区京橋三丁目7番1号
相互館110タワー11階
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 第22期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、
計算書類並びに会計監査人及び監査役会の計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 剰余金処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役3名選任の件
第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与
のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <https://www.almado.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 会社の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済活動の制限が徐々に緩和されつつあるものの、ウクライナ情勢などによる先行きの不透明感もみられる中で、企業収益や雇用情勢においては引き続き持ち直しの動きに弱さがみられるなど、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況において、当社は3つの経営ビジョンの下(※)、卵殻膜商品の更なる認知度向上を狙った広告運用強化等により、直販の新規顧客獲得が好調であったほか、外販ではOEM先への出荷が前年同期比で増加する等、順調に推移しました。

その結果、当事業年度の経営成績は、売上高5,365,098千円(前年同期比18.0%増)、営業利益835,732千円(前年同期比58.6%増)、経常利益836,570千円(前年同期比55.8%増)、当期純利益582,212千円(前年同期比58.2%増)となりました。

※・先進諸国に到来する高齢化社会において、人々の健康、若さ、そして美しさの維持・向上による“生活の質”の向上という根源的なニーズに、“卵殻膜”を通じて貢献する。

- ・卵殻膜の多機能な効果及び効能を科学的に解明し、常にユニークで最高品質の商品開発にこだわり、それを世界に提供する。
- ・“卵殻膜”で、美容と健康分野において、新しい価値観を浸透させる。

なお、当社は卵殻膜ヘルスケア事業の単一セグメントであるため、セグメント情報の開示は行っておりませんが、売上高の販売チャネル別の内訳は、以下のとおりであります。

| 区 分         | 第 21 期<br>(2021年3月期)<br>(前事業年度) |              | 第 22 期<br>(2022年3月期)<br>(当事業年度) |              | 前事業年度比      |              |
|-------------|---------------------------------|--------------|---------------------------------|--------------|-------------|--------------|
|             | 金 額<br>(千円)                     | 構 成 比<br>(%) | 金 額<br>(千円)                     | 構 成 比<br>(%) | 金 額<br>(千円) | 増 減 率<br>(%) |
| T V 通 販     | 1,478,594                       | 32.5         | 1,356,044                       | 25.3         | △122,549    | △8.3         |
| 外販（一般流通）    | 235,610                         | 5.2          | 248,205                         | 4.6          | 12,595      | 5.3          |
| 外販（OEM販売）※  | 1,117,830                       | 24.6         | 1,742,440                       | 32.5         | 624,610     | 55.9         |
| 直 販 （ E C ） | 1,715,872                       | 37.7         | 2,018,407                       | 37.6         | 302,534     | 17.6         |
| 合 計         | 4,547,908                       | 100.0        | 5,365,098                       | 100.0        | 817,190     | 18.0         |

※ OEM販売額のうち、インターネット販売を主としているOEM先への売上高

- ② 設備投資の状況  
当事業年度に実施しました設備投資総額は19百万円で、主な内容はソフトウェアの取得19百万円です。
- ③ 資金調達の状況  
該当事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況  
該当事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況  
該当事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況  
該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分            | 第 19 期<br>(2019年3月期) | 第 20 期<br>(2020年3月期) | 第 21 期<br>(2021年3月期) | 第 22 期<br>(当事業年度)<br>(2022年3月期) |
|----------------|----------------------|----------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円)     | 3,788,675            | 5,796,105            | 4,547,908            | 5,365,098                       |
| 経 常 利 益 (千円)   | 456,754              | 982,719              | 537,032              | 836,570                         |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 333,667              | 651,660              | 367,960              | 582,212                         |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 332,669.06           | 64.97                | 36.69                | 57.81                           |
| 総 資 産 (千円)     | 2,056,933            | 2,823,166            | 2,984,899            | 3,363,822                       |
| 純 資 産 (千円)     | 1,297,611            | 1,949,272            | 2,317,232            | 2,688,257                       |
| 1株当たり純資産 (円)   | 1,293,730.09         | 194.34               | 231.03               | 268.93                          |

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、期中平均株式数に基づいて算出しております。  
2. 「1株当たり純資産」は、期末発行済株式数に基づいて算出しております。  
3. 千円単位の項目に関しては、千円未満を切り捨てて表示しております。  
4. 当社は、第20期において、2019年12月1日付で普通株式1株につき10,000株の株式分割を行っております。そのため第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

## (3) 対処すべき課題

対処すべき課題は次の5項目であると認識しております。

### ① 直販チャンネルを通じた売上及び利益の拡大

TVCM等の広告手法を積極的に採用するなど顧客獲得施策を継続的に実施し、顧客獲得効率の向上と顧客獲得数の増加を両立させ、売上規模の拡大を目指してまいります。また、獲得した顧客とのリレーションシップを強固にすることにより、定期購入顧客の継続率の向上及びクロスセル単価の向上を実現し、利益率向上を目指してまいります。

また、当社ブランドイメージの確立のため、ウェブデザイン、商品パッケージリニューアルなどのビジュアル面の最適化についても注力し、イメージ形成を推進してまいります。

② 新たな柱となる商品の開発

大学等の外部の研究機関と共同研究を継続することにより、卵殻膜原料との親和性が低く商品化できていない特定マーケットや機能性にフォーカスした商材の開発を進めてまいります。

また、化粧品・健康食品等の既存商品について、卵殻膜の配合量、使い心地、香り等の継続的な改善・開発活動を行い、当社ビジネスの柱となる商品ラインナップの拡充を図ってまいります。

③ 新たな販路の開拓

新規の顧客獲得のために中国本土を含む中華圏を中心に販路拡大を目指してまいります。

国内においても当社商品の更なる認知度向上を図るべく、実店舗販売についても拡大を目指してまいります。また、OEMビジネスについても新たな販路開拓の検討を進めてまいります。

④ バランスシートの最適化

当社では現時点のバランスシートにおいて、総資産のスリム化及び資金調達の最適化の必要性があると認識しております。

総資産のスリム化については、高い水準の株主配当及び余剰資金を活用した自己株式の取得を実行することで、その実現を目指してまいります。資金調達の最適化については、財務健全性を保ちながら、より小さい自己資本で利益を創出できるよう、外部の金融機関からの借入れを活用し、その実現を目指してまいります。

⑤ 内部統制システムの強化

売上・利益の拡大を志向するのみならず、会社全体の業務プロセスの見直しを継続的に図り、内部統制をより一層充実させ、社会やステークホルダーの皆様から信頼を得られる企業を目指してまいります。

(4) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

| 事業区分       | 事業内容                     |
|------------|--------------------------|
| 卵殻膜ヘルスケア事業 | 当社卵殻膜原料を活用した食品及び化粧品の製造販売 |

(5) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

|    |                  |
|----|------------------|
| 本社 | 東京都中央区京橋三丁目6番18号 |
|----|------------------|

(6) 使用人の状況 (2022年3月31日現在)

| 使用人数 | 前期比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------|-------|--------|
| 40名  | 2名増   | 44.6歳 | 5年3ヶ月  |

(7) 主要な借入先の状況 (2022年3月31日現在)

| 借入先          | 借入額 (千円) |
|--------------|----------|
| 株式会社りそな銀行    | 50,000   |
| 株式会社商工組合中央金庫 | 20,000   |

2. 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 48,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 10,394,000株  
 (自己株式 397,800株を含む)  
 (3) 株主数 4,781名  
 (4) 大株主

| 株 主 名                                                      | 持株数 (株)   | 持株比率 (%) |
|------------------------------------------------------------|-----------|----------|
| 株 式 会 社 D A L M A                                          | 1,540,000 | 15.41    |
| アント・ブリッジ4号A投資事業有限<br>責 任 組 合                               | 1,187,400 | 11.88    |
| 株 式 会 社 オ ー ジ オ                                            | 504,000   | 5.04     |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会<br>社 ( 信 託 口 )                           | 407,800   | 4.08     |
| グ リ ー ン コ ア 株 式 会 社                                        | 400,000   | 4.00     |
| 鈴 江 由 美                                                    | 350,000   | 3.50     |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                          | 208,200   | 2.08     |
| C B C 株 式 会 社                                              | 200,000   | 2.00     |
| B N Y G C M C L I E N T<br>A C C O U N T J P R D A C I S G | 196,300   | 1.96     |
| 小 林 聖 典                                                    | 161,500   | 1.62     |

- (注) 1. 当社は、自己株式を397,800株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況  
 該当事項はありません。



### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

| 名称             | 第1回新株予約権                 |
|----------------|--------------------------|
| 発行決議の日         | 2015年3月23日               |
| 保有者数           | 取締役1名                    |
| 新株予約権の数        | 21個                      |
| 目的となる株式の種類     | 普通株式                     |
| 目的となる株式の数      | 42,000株                  |
| 新株予約権の発行価額     | 金銭の払込を要しない               |
| 新株予約権の行使時の払込金額 | 1株当たり205円                |
| 新株予約権の行使期間     | 2017年3月24日から2025年3月23日まで |
| 新株予約権の行使条件     | (注)                      |

- (注) 新株予約権の割当を受けたものは、権利行使時においても、当社の取締役の地位にあることを要します。ただし、当社の取締役会が承認した場合はこの限りではありません。その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めております。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員の状態

##### (1) 取締役及び監査役の状態 (2022年3月31日現在)

| 会社における地位 | 氏名     | 担当及び重要な兼職の状態                                                         |
|----------|--------|----------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長  | 荒西 俊和  |                                                                      |
| 常務取締役    | 保科 史朗  | 営業管掌役員                                                               |
| 取締役      | 蕨 博雅   | 管理企画管掌役員                                                             |
| 取締役      | 大和田 寛行 | 大和田公認会計士事務所代表<br>株式会社Stand by C 取締役<br>キャナルウエストコンサルティング<br>合同会社 代表社員 |
| 常勤監査役    | 上條 富次生 |                                                                      |
| 監査役      | 石井 絵梨子 | 新幸総合法律事務所パートナー                                                       |
| 監査役      | 横井 貴   | エイチコンサルティング株式会社<br>代表取締役<br>税理士法人エイチ代表社員                             |

- (注) 1. 取締役、大和田寛行は、社外取締役であります。
2. 監査役、上條富次生、石井絵梨子、横井貴は、社外監査役であります。
3. 取締役大和田寛行及び監査役横井貴は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 監査役石井絵梨子は弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当事業年度末日及び末日後の取締役の地位及び担当の異動は次のとおりであります。

| 氏名     | 異動前       | 異動後            | 異動年月日      |
|--------|-----------|----------------|------------|
| 長谷部 裕二 | 企画・製造管掌役員 | 退任             | 2022年3月31日 |
| 蕨 博雅   | 管理企画管掌役員  | 管理企画兼企画・製造管掌役員 | 2022年4月1日  |

##### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は、当社のすべての取締役及び監査役であり、すべての被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が補償されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合には填補の対象としないこととしております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

| 区分              | 報酬等の額                | 報酬等の種類別の総額           |         |        | 員数        |
|-----------------|----------------------|----------------------|---------|--------|-----------|
|                 |                      | 基本報酬                 | 業績連動報酬等 | 非金銭報酬等 |           |
| 取締役<br>(うち社外役員) | 77,260千円<br>(3,300)  | 77,260千円<br>(3,300)  | —       | —      | 5名<br>(1) |
| 監査役<br>(うち社外役員) | 13,800千円<br>(13,800) | 13,800千円<br>(13,800) | —       | —      | 3名<br>(3) |
| 合計<br>(うち社外役員)  | 91,060千円<br>(17,100) | 91,060千円<br>(17,100) | —       | —      | 8名<br>(4) |

(注) 1. 株主総会決議による取締役の報酬限度額は年額120,000千円以内であります(2014年6月18日定時株主総会決議)。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、7名であります。また、取締役の報酬には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。

2. 株主総会決議による監査役の報酬限度額は年額30,000千円以内であります(2019年6月27日定時株主総会決議)。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、4名であります。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役大和田寛行は、大和田公認会計士事務所の代表、株式会社 Stand by Cの取締役及びキャナルウエストコンサルティング合同会社の代表社員であります。兼職先である大和田公認会計士事務所、株式会社 Stand by C及びキャナルウエストコンサルティング合同会社と当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役石井絵梨子は、新幸総合法律事務所のパートナーであります。兼職先である新幸総合法律事務所と当社との間には特別な関係はありません。

社外監査役横井貴は、エイチコンサルティング株式会社の代表取締役及び税理士法人エイチの代表社員であります。エイチコンサルティング株式会社及び税理士法人エイチと当社との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 地位    | 氏名     | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要                                                                                                                           |
|-------|--------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取締役   | 大和田 寛行 | 出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要<br>当事業年度に開催された18回の取締役会のすべてに出席いたしました。<br>主に公認会計士としての専門的見地に基づき、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 |
| 常勤監査役 | 上條 富次生 | 当事業年度に開催された18回の取締役会及び14回の監査役会のすべてに出席いたしました。出席した取締役会及び監査役会において長年にわたる事業会社での経験と知見から適宜発言を行っております。                                                                  |
| 監査役   | 石井 絵梨子 | 当事業年度に開催された18回の取締役会及び14回の監査役会のすべてに出席いたしました。<br>出席した取締役会及び監査役会において、法曹界における知識及び経験に基づき、弁護士としての専門的見地から、適宜発言を行っております。                                               |
| 監査役   | 横井 貴   | 当事業年度に開催された18回の取締役会及び14回の監査役会のすべてに出席いたしました。<br>出席した取締役会及び監査役会において、主に財務・会計等に関し公認会計士としての専門的見地から適宜発言を行っております。                                                     |

## 5. 会計監査人の状況

(1) 名称 EY新日本有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                                | 報酬等の額    |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額            | 20,000千円 |
| 当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 22,000千円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人から説明を受けた当事業年度の監査計画に係る監査時間・配員計画から見積もられた報酬額の算出根拠等について、監査業務と報酬との対応関係が詳細かつ明瞭であることから、合理的なものであると判断いたしました。

### (4) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「監査人から引受事務幹事会社への書簡」及び「財務諸表等以外の財務情報に関する調査結果報告書」の作成業務を委託しております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、監査役監査規程等に基づき、適宜会計監査人の評価を実施し、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会は監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告します。

### (6) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

当社は、2018年8月20日開催の取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しております。当該方針で定めた体制及び事項は以下のとおりであります。

#### (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役は、誠実かつ公正に職務を遂行し、透明性の高い経営体制の構築を図る。
- ②取締役は、毎月1回開催する定時取締役会、及び必要に応じて開催する臨時取締役会により、経営事項の決議を迅速に行うとともに、各取締役の職務の執行を監督する。
- ③「基本行動理念」を定め、取締役及び使用人の企業倫理に対する意識を高め、法令及び企業の社会的責任に対する自覚を促す。
- ④取締役及び使用人に対し、「コンプライアンス規程」に準拠した行動が身につくよう継続的に指導する。
- ⑤「企業倫理ホットライン運用細則」を適切に運用し、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の内部通報の仕組みを構築する。
- ⑥金融商品取引法等に準拠し、財務報告に係る内部統制の体制構築を推進する。
- ⑦使用人に対し、必要な研修を定期的実施する。また、関連する法規の制定及び改正、会社及び他社で重大な不祥事又は事故が発生した場合等においては、速やかに必要な研修を実施する。

#### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①情報資産を保護し正確かつ安全に取扱うために定めた「情報システム管理規程」、「機密管理規程」及び「文書取扱規程」を遵守し、情報管理体制の維持、向上に努める。
- ②「文書取扱規程」に基づき、株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録、計算書類、議案書、契約書、及びその他重要書類を、関連資料とともに所定の年数保管し管理する。

#### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理が経営の重要課題であることを認識し、管理部がリスク管

理の主管部門として、「リスク管理規程」に基づき、リスクに関わる情報を集約し、リスクの発生防止に関わる各部署が行う諸活動を管理する。

- ②大地震などの突発的なリスクが発生し、全社的な対応が重要である場合は、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、速やかに措置を講ずる。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①「職務権限規程」及び「組織分掌規程」に基づいて取締役の合理的な職務分掌を定め、職務執行の効率化を図るとともに、「職務権限基準表」に基づき、チェック機能を備えた上での迅速かつ効率的な意思決定を実現する。
- ②「予算管理規程」に基づき、予算及び予算の達成状況のレビューを定期的に行い、必要に応じて予算の修正を行う。
- ③組織目標の明確な付与を通して、経営効率の向上に努める。
- ④取締役及び部長を構成員とする経営会議を設置し、職務執行状況の把握及び取締役会付議事項の事前検討を行う。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、及び監査役の補助使用人に対する指示の实效性の確保に関する事項

- ①監査役から、監査役の職務を補助すべき使用人の設置を求められた場合には、監査役と協議の上、管理部門に在籍する使用人の中からスタッフを任命し、当該補助に当たらせる。
- ②補助使用人が監査役の職務を補助するに当たって監査役から命令を受けた事項については、当該使用人は取締役の指揮・命令を受けない。
- ③補助使用人の人事異動及び考課、並びに補助使用人に対する懲戒処分については、監査役の同意を得るものとする。

(6) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには速やかに監査役に報告する。
- ②監査役へ報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告をしたこ



とを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底する。

- ③監査役は重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、取締役会、その他の重要な会議に出席し、意見を述べるとともに、必要に応じて取締役及び使用人に説明を求めること及び必要な書類の閲覧を行うことができる。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できるようにするため、監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席する。
- ②監査役は、代表取締役、取締役、内部監査担当者及び会計監査人と必要に応じて意見交換を実施する。

(8) 反社会的勢力排除のための体制

- ①当社は、反社会的勢力に対し毅然とした態度で対応し、いかなる名目の利益供与も行わず、反社会的勢力との係わりを一切持たない。
- ②反社会的勢力との接触が生じた場合には、速やかに関係部署、社外関係先（警察署、顧問弁護士等）と協議し、組織的に対応するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記方針に基づき、内部統制システムの適切な整備及び運用を行い、コンプライアンスの推進、リスクマネジメントの強化、内部監査体制の充実に取り組んでおります。これらをはじめ、業務の適正を確保するための体制に係る運用状況は以下のとおりとなります。

①内部統制システム全般

当社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社の内部監査責任者がモニタリングし、改善を進めております。

②コンプライアンス体制

当社は、コンプライアンスに対する意識の向上を図るため、適宜幹部社員を対象とした教育を実施し、コンプライアンス意識の浸透及び高揚に努めました。また、内部通報窓口を設置しコンプライアンスに関する懸念事項に関する相談を幅広く受け付け、問題の早期発見と改善に努めました。

③取締役の職務執行について

当社は、取締役会を定例で開催し、また必要に応じて臨時取締役会を適時開催し、業績の報告及び経営上の重要事項の承認等を行っており、本取締役会に監査役も出席することで、取締役の業務執行の状況を監査しております。

④監査役の職務執行について

常勤監査役を含む監査役3名以上が取締役会へ出席し、取締役の職務執行状況を監査しております。

⑤内部監査及び財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準等に準拠した内部監査計画書を策定しております。内部監査責任者は、当該計画に基づき当社の内部監査を実施し、その結果を経営者及び監査役へ報告しております。

## 7. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について、特に定めておりません。

しかしながら、株主の皆様から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引の状況や株主構成の異動の状況等を常に注視しております。

万一、当社株式の大量買付を企図する者が出現した場合には、社外の専門家を交え、当該買付者の意図の確認、事業計画の評価及び交渉を行い、その上で具体的な対抗措置の要否及びその内容等を速やかに決定して開示します。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額              | 科 目            | 金 額              |
|-----------------|------------------|----------------|------------------|
| (資産の部)          |                  | (負債の部)         |                  |
| <b>流動資産</b>     | <b>3,170,898</b> | <b>流動負債</b>    | <b>642,929</b>   |
| 現金及び預金          | 1,175,740        | 買掛金            | 192,453          |
| 受取手形            | 695,682          | 短期借入金          | 70,000           |
| 売掛金             | 333,383          | リース債務          | 897              |
| 商品              | 726,547          | 未払金            | 89,042           |
| 貯蔵品             | 196,154          | 未払費用           | 14,231           |
| 前払費用            | 33,549           | 未払法人税等         | 226,628          |
| その他             | 10,465           | 未払消費税等         | 18,692           |
| 貸倒引当金           | △624             | 預り金            | 3,465            |
| <b>固定資産</b>     | <b>192,923</b>   | 賞与引当金          | 20,260           |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>58,936</b>    | その他            | 7,258            |
| 建備              | 20,281           | <b>固定負債</b>    | <b>32,635</b>    |
| 工具、器具及び備品       | 36,225           | リース債務          | 1,895            |
| リース資産           | 2,429            | 退職給付引当金        | 30,740           |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>30,874</b>    | <b>負債合計</b>    | <b>675,564</b>   |
| 特許権             | 1,426            | (純資産の部)        |                  |
| 商標権             | 1,376            | <b>株主資本</b>    | <b>2,688,257</b> |
| ソフトウェア          | 28,071           | 資本金            | 110,000          |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>103,112</b>   | 資本剰余金          | 31,740           |
| 繰延税金資産          | 77,344           | その他資本剰余金       | 31,740           |
| 差入保証金           | 10,069           | <b>利益剰余金</b>   | <b>2,858,855</b> |
| 敷金              | 15,688           | 利益準備金          | 15,000           |
| その他             | 10               | その他利益剰余金       | 2,843,855        |
| <b>資産合計</b>     | <b>3,363,822</b> | 別途積立金          | 110,000          |
|                 |                  | 繰越利益剰余金        | 2,733,855        |
|                 |                  | <b>自己株式</b>    | <b>△312,337</b>  |
|                 |                  | <b>純資産合計</b>   | <b>2,688,257</b> |
|                 |                  | <b>負債純資産合計</b> | <b>3,363,822</b> |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 損益計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                     | 金       | 額         |
|-------------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                   |         | 5,365,098 |
| 売 上 原 価                 |         | 2,044,076 |
| 売 上 総 利 益               |         | 3,321,022 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     |         | 2,485,290 |
| 営 業 利 益                 |         | 835,732   |
| 営 業 外 収 益               |         |           |
| 受 取 利 息                 | 10      |           |
| 助 成 金 収 入               | 200     |           |
| 雑 収 入                   | 3,290   | 3,500     |
| 営 業 外 費 用               |         |           |
| 支 払 利 息                 | 438     |           |
| 自 己 株 式 取 得 費 用         | 1,857   |           |
| 為 替 差 損                 | 330     |           |
| 雑 損 失                   | 36      | 2,662     |
| 経 常 利 益                 |         | 836,570   |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         |         | 836,570   |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 256,759 |           |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △2,402  | 254,357   |
| 当 期 純 利 益               |         | 582,212   |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2022年5月27日

株式会社アルマード

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 神山宗武

指定有限責任社員  
業務執行社員

公認会計士 白取一仁

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルマードの2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第22期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審査の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正性を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準（平成17年10月28日企業会計審議会）等」に従って、整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年 5月 28日

株式会社アルマード 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 上條 富次生 ㊟

社外監査役 石井 絵梨子 ㊟

社外監査役 横井 貴 ㊟

以 上



## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり剰余金の処分をいたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金40円といたしたいと存じます。  
なお、この場合の配当総額は399,848,000円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、当社定款を変更するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                               | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> | <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</p> <p>2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</p> |

| 現 行 定 款 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (新設)    | <p>(附則)</p> <p>1. <u>現行定款第15条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更案第15条(電子提供措置等)は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p>3. <u>本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p> |

### 第3号議案 取締役3名選任の件

取締役全員は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                                                                                                                                                               | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                      | 所有する<br>当社の株式数 |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | ほしな しろう<br>保科 史朗<br>(1962年2月16日)                                                                                                                                            | 1985年4月 野村證券株式会社入社<br>2014年12月 当社入社 経営企画部長<br>2015年1月 当社常務取締役 経営企画部長<br>2018年5月 当社常務取締役 営業管掌役員<br>(現任)                                                                                             | 58,000株        |
|           | <b>【選任理由】</b><br>保科史朗氏は、当社の営業部門の責任者であり、証券会社勤務時に培った同分野における豊富な知識と経験を有しております。また、取締役に就任して以降、営業部門の成長を牽引してまいりました。以上のことから、今後の当社の持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。     |                                                                                                                                                                                                    |                |
| 2         | わらび ひろまさ<br>蕨 博雅<br>(1982年9月14日)                                                                                                                                            | 2006年12月 あらた監査法人（現PwCあらた有限責任監査法人）入社<br>2014年3月 デロイトトーマツコンサルティング合同会社入社<br>2016年1月 岡三証券株式会社入社<br>2018年8月 当社入社<br>2018年9月 当社総合企画室長<br>2019年6月 当社取締役 管理企画管掌役員<br>(現任)<br>2022年4月 当社取締役 企画・製造管掌役員兼任（現任） | － 株            |
|           | <b>【選任理由】</b><br>蕨博雅氏は、監査法人や証券会社勤務時に培った知識・経験を生かし、当社上場の際に大きな貢献をいたしました。また、公認会計士の資格を有しており、経理財務分野における豊富な知見を有しております。以上のことから、今後の当社の持続的な成長のために適切な人材と判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。 |                                                                                                                                                                                                    |                |

| 候補者<br>番号                                                                                                                                                                   | 氏 名<br>(生 年 月 日)                   | 略歴、当社における地位及び担当<br>(重 要 な 兼 職 の 状 況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3                                                                                                                                                                           | おおだ ひろゆき<br>大和田 寛行<br>(1976年4月10日) | 1999年4月 アメリカンファミリー生命保<br>険<br>会社入社<br>2002年10月 中央青山監査法人入社<br>2006年6月 あらた監査法人（現PwCあらた<br>有限責任監査法人）入社<br>2007年7月 野村証券株式会社入社<br>2009年4月 大和田公認会計士事務所代表<br>(現任)<br>2014年11月 株式会社Stand by C 取締役<br>(現任)<br>2015年1月 キャナルウエストコンサルティ<br>ング合同会社 代表社員(現任)<br>2019年6月 当社取締役 (現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>大和田公認会計士事務所代表<br>株式会社Stand by C 取締役<br>キャナルウエストコンサルティング合同会社<br>代表社員 | 一 株               |
| <b>【選任理由】</b><br>大和田寛行氏は、公認会計士・税理士として財務会計に関する豊富な経験と幅<br>広い見識を有しており、かかる知識・経験に基づいた当社経営に対する監督及び<br>意見を期待しております。以上のことから、今後の当社取締役会の機能強化が期<br>待されるため、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。 |                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                   |

#### 第4号議案 取締役（社外取締役を除く）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2014年6月18日開催の第14回定時株主総会において、年額120,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）とご承認いただいております。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」という。）を対象に、対象取締役の報酬と当社の株式価値との連動性を強めるインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）であります。第3号議案「取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は3名（うち社外取締役1名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社

の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

**【本割当契約の内容の概要】**

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より1年間から30年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。)

(2) 退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任又は退職した場合（任期満了、死亡による退任又は退職を含む。）、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) 業績条件不達成の場合の取扱い

当社の取締役会において予め業績条件を設定した場合において、当該業績条件を達成することができなかった場合、当社は、本割当株式の全部又は一部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって当然に無償で取得する。

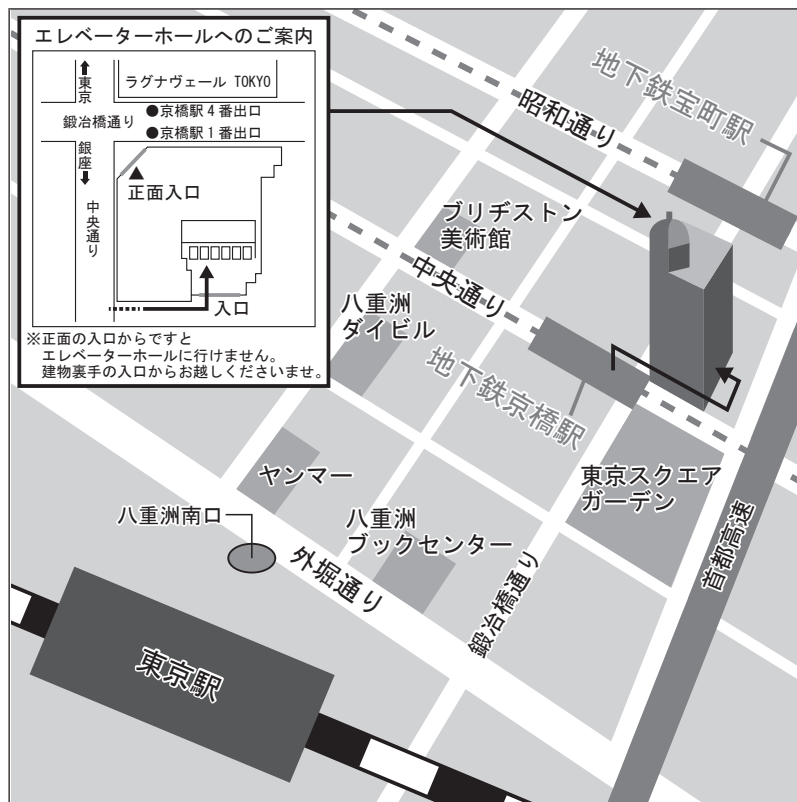
(6) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

## 株主総会会場ご案内図

会場：東京都中央区京橋3-7-1  
相互館110タワー11階  
TEL 03-5524-8085



### ◆ アンジェリオン オ プラザTOKYO(相互館110タワー)へのアクセス

- 公共交通機関でお越しの場合
  - ・ 東京メトロ銀座線「京橋駅」2番出口より直結
  - ・ 都営地下鉄浅草線「宝町駅」A4出口より徒歩3分
  - ・ JR「東京駅」八重洲南口より鍛冶橋交差点左折徒歩5分
- 羽田空港よりお越しの場合
  - ・ 東京モノレール「浜松町駅」よりJR「東京駅」をご利用ください。
  - ・ 京浜急行空港線（都営地下鉄浅草線直通）「宝町駅」をご利用ください。